関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

令和5年4月20日 国土交通省関東地方整備局 総務部

# 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社進興工業社(所在地 東京都荒川区)に対して、指名停止措置 を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1370

 契約課
 課長
 佐野 幸雄
 (内線:2511)

 契約課
 課長補佐
 西原 弘之
 (内線:2517)

# 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指	名	停	止	措	置	業	者	住	所	
株式会社進興工業社								東京都荒川区東日暮里5-10-10		

#### 2. 指名停止措置期間

令和5年4月20日から令和5年5月3日まで(2週間)

3. 指名停止措置対象区域:関東地方整備局管内

## 4. 事実概要

当該業者は、令和2年11月6日、荒川遊園(仮称)キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第8号>

	措	置	要	件	期	間
8 一般 め、エ	g工事の施工に 事関係者に死亡	こ当たり、安全	を生じさせた	事故) 不適切であったた 場合において、当	当該認定を 該 2週間以上	